

核融合科学研究所双方向型共同研究連絡会議要項

制 定 令和3年4月27日 所長決定
最終改正 令和5年9月7日

(趣旨)

第1 核融合科学研究所（以下「研究所」という。）に、双方向型共同研究連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(任務)

第2 連絡会議は、研究所を中心とする核融合関連研究分野における研究体制の強化を目的に、研究所及び双方向型共同研究の各センター・研究所（以下「センター等」という。）との協力の在り方等に関し必要な事項について検討する。

(組織)

第3 連絡会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 所長

(2) 双方向型共同研究に参画する大学のセンター等が推薦する者

(3) 研究所の職員のうちから所長が指名する委員 5名程度

(4) その他所長が必要と認めた者

2 前項第2号から第4号に規定する委員は、所長が委嘱する。

(任期)

第4 第3第1項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員の任期が満了したとき又は委員が退任したときは、その都度補充する。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 連絡会議は、所長が招集し、その議長となる。

2 所長に事故があるときは、あらかじめ所長が指名した委員が議長となる。

(意見の聴取)

第6 連絡会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7 連絡会議の庶務は、管理部研究支援課において処理する。

附 則

1 この要項は、令和3年4月27日から実施する。

2 この要項の実施後最初の委嘱に係る第3第2項の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

3 核融合科学研究所双方向型共同研究推進専門部会要項（平成18年9月6日所長裁定）は、廃止する。

附 則

1 この要項は、令和5年9月7日から実施する。

2 この要項の施行後、令和7年4月30日までに委員に選出及び委嘱された者の任期は、第4第1項の規定にかかわらず、令和7年4月30日までとする。